

公益財団法人埼玉県産業振興公社
令和7年度埼玉県ベトナムテストマーケティング支援事業参加事業者募集要項

1 事業概要

本事業は、海外での販路拡大を目指す埼玉県内中小企業を対象に、ベトナム社会主義共和国において期間限定のポップアップショップを開催し、マーケットイン＊視点のテストマーケティングを行うことで、現地における県産の食料品、工芸品、日用雑貨品の認知度向上及び販路拡大を図ることを目的とします。

＊ マーケットイン：市場や顧客の視点に立って商品の開発を行うこと。

2 事業実施体制

(1) 主催者

公益財団法人埼玉県産業振興公社（以下「公社」という。）

主催者は、本事業を統括するとともに、参加事業者の募集及び選定を行います。

(2) 受託者

スターマーク株式会社（以下「受託者」という。）

受託者は、主催者から委託をうけ、本事業の運営（主催者の行う参加事業者の募集・選定業務の補助を含む）を行います。

3 事業内容

(1) 現地でのテストマーケティング（ポップアップショップでの販売）

開催時期：2026年1月17日（土）～2月6日（金）（予定）

会 場：ホーチミン高島屋B2F 「agataJapan.cafe YUKIMURA」

（92-94 Nam Ky Khoi Nghia St., Ben Nghe Ward, Dist.1, HCMC, Vietnam）

※ 上記の開催時期及び会場は現在の予定です。変更となる場合があります。

- ◆ 本事業では、参加事業者が自ら現地に赴き、ポップアップショップにおいて自社商品の販売促進に参加することを奨励します。原則として、渡航費用は参加事業者の負担となります。
 - 現地滞在予定日：2026年1月末頃（現地滞在期間2日間程度）
 - ※ 現地渡航が可能な事業者を優先して採択させていただきます。
 - ※ 具体的な渡航日程は、今後決定します。

(2) 現地バイヤー等との交流

ベトナムにおける販路拡大や今後の輸出実施に向けた商品改善に資するよう、現地バイヤー等と交流する機会を提供します。

※ 現地バイヤー等との調整状況により、オンライン実施とする場合があります。

(3) マーケティングリサーチ

ポップアップショップでの販売データや来場者アンケートを基にしたマーケティングリサーチを行い、その結果をフィードバックします。

4 募集概要

(1) 対象事業者

以下の項目を全て満たす者とします。

- ア 埼玉県内に本社または主要な事業所を有する中小企業者等（中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第2条に規定する中小企業者及び小規模企業者）。
- イ 出品する商品を自ら企画・製造し、自社商品として販売していること。
- ウ 「埼玉県海外マーケティング推進コンソーシアム」の会員、または入会を予定していること。
- エ 輸出・通関に必要な情報・資料の提供に協力が可能であること。
- オ 参加風景の撮影及びその写真・映像を、広報活動用として、公社ホームページその他の広報媒体に使用することに同意できること。

(2) 対象品目

- ア 食料品（加工食品（麵類、菓子、調味料等）に限ります。また、飲料品（酒、茶等）を含みます。）
 - イ 工芸品・日用雑貨品
 - ウ その他、公益財団法人埼玉県産業振興公社が適当と認めたもの。
- ※ 現地規制等により、出品できない場合があります。詳しくは、別紙1（出品商品の条件）を確認してください。

(3) 募集する参加事業者及び出品商品の数

- ア 食料品 5者程度
 - イ 工芸品・日用雑貨品 2者程度
- ※ 出品商品数は1事業者あたり3商品程度（1商品あたり3SKUまで）とします。
- ※ 申込状況や売場面積の都合等により、出品商品数を調整させていただく場合があります。
- ※ SKUについて：同一商品で、色、サイズ、柄等が異なれば1SKUとカウントします。
(例) 同じ「Tシャツ」でS/M/Lのサイズがある場合は3SKUとカウント。

5 参加事業者の選定等

(1) 参加事業者の選定・結果通知

申込書類をもとに別紙2に定める基準に従って選考を行い、参加事業者を決定します。選考実施後、その結果を速やかに申込事業者へ通知します。なお、採否の理由に関するお問合せには応じられませんので、予めご了承ください。

- ※ 現地度航が可能な事業者を優先して採択します。
- ※ 食品・食器類については、ベトナム当局に対して商品登録を行う必要があります。既に商品登録が済んでいる商品を優先して採択します。

(2) 参加事業者を対象とした事前説明会

参加事業者の決定後、参加事業者を対象とした事前説明会を実施します（オンラインで実施予定）。必ずご参加くださいますようお願いします。開催日時等は、参加事業者に対して別途ご連絡します。

6 参加事業者の負担

以下については参加事業者の負担とします。

- 商品の国内輸送費用（参加事業者から受託者が指定する国内倉庫まで。参加事業者が手配。）
- 売れ残り商品等の国内返送費用（受託者が指定する国内倉庫から参加事業者まで。受託者が手配。）
- ポップアップショップでの販売促進（試供、試食等）に使用するサンプル品の提供

- ポップアップショット開催期間中に現地に渡航する場合の費用（航空券、現地宿泊費・交通費等。参加事業者が手配。）

※ 一定の要件のもと、渡航費用の一部を補助する場合があります。

7 参加申込方法

（1）必要書類

| | 必要書類 | ファイル形式 |
|---|-----------------------------|-----------|
| 1 | 参加申込書 | Excelファイル |
| 2 | 会社概要資料（会社パンフレット、会社HPの写し等） | PDFファイル等 |
| 3 | 出品商品のカタログ、チラシ等（商品の概要が分かるもの） | PDFファイル等 |

（2）書類提出方法

上記必要書類の電子ファイルを、メールに添付して提出してください。ファイルサイズが大きい等の事情によりでメールに添付できない場合は、事前にご相談ください。

（3）申込締切

令和7年8月29日（金）午後5時必着

※ 応募状況等に応じて、追加募集を行う場合があります。

（4）書類提出先

公益財団法人埼玉県産業振興公社 創業・取引支援部 取引支援グループ

提出先メールアドレス：sbsc@saitama-j.or.jp

※ メールの件名は「ベトナムテストマーケティング支援事業参加申込書」としてください。

※ 締切り日時までに送信を完了してください。

※ メールの不達が生じた際の責任は負いません。

※ 提出後、電話にて送信した旨の連絡をお願いします。

（5）申込にあたっての留意事項

- ア 提出された申込書類等は返却しません。
- イ 提出された申込書類は、採択に係る選定評価の目的にのみ利用し、その他の目的に利用しません。
- ウ 提出書類に不備や疑義がある場合など、再提出・追加提出を求めることがあります。
- エ 提出書類に記載の個人情報は、公社のプライバシーポリシーに従って取り扱います。収集した情報は、法令に基づく開示要求、本人の同意、その他特別な理由のある場合を除き、第三者には提供しません。
- オ 本事業の円滑な遂行のため、受託者において、個人情報の全部または一部についての取扱いをする場合も、公社と機密保持契約を締結の下、上記エ同様に対応します。
- カ 申込内容の確認等のため、公社または受託者から電話等のヒアリングを実施する場合があります。

8 その他の留意事項

（1）知的財産保護

商品等の知的財産に係るトラブルについては、参加事業者の責任となります。参加事業者は必要に応じて、自己の責任の下、事前に商標権等、知的財産の保護対策を行ってください。

（2）事業の変更・中止

天災、政情不安その他、公社及び受託者の責めに帰さない事由が発生した場合、公社は事業の全部または一部について内容の変更及び中止ができるものとし、それにより生じた損害や不利益について、その責任を負わないものとします。

9 事業スケジュール（予定）

| | |
|--------|--|
| 8月 | ・参加事業者の募集 |
| 9月 | ・応募事業者の審査、参加事業者の選定 ・応募事業者への採択結果の通知 ・参加事業者に対する事前説明会の開催（オンライン実施） |
| 10月 | ・出品商品の決定 ・商品情報整理、販促資料の作成、価格設定等 ・出品に係る簡易な商品改良 |
| 11～12月 | ・輸送、通関 |
| 1月 | ・ポップアップショップ開催 ・現地渡航 ・現地バイヤー等との交流 |
| 2月 | ・受託者からマーケティングリサーチのフィードバック |
| 3月 | ・実施報告会 |

※ 上記事業スケジュールは予定のため、変更になる場合があります。

10 問い合わせ・提出時の連絡先

公益財団法人埼玉県産業振興公社 創業・取引支援部 取引支援グループ 渡辺
電話：048-647-4086／メール：sbsc@saitama-j.or.jp

別紙1 (出品商品の条件)

| | |
|--------|--|
| 出品不可商品 | <p>1 埼玉県外で生産されたもの又は県外事業者により企画・生産・製造されたもの。</p> <p>2 ベトナムの輸入規制に該当するもの。</p> <p>(参考 web ページ) 独立行政法人日本貿易振興機構 https://www.jetro.go.jp/world/asia/vn/trade_02.html</p> <p>3 食料品に関しては、賞味期限が6か月未満のもの。</p> <p>4 常温での輸送・保管・販売ができないもの。</p> <p>5 特許権、意匠権、商標権などを侵害する物、あるいはその恐れがあるもの。</p> <p>6 その他公社、受託者、ポップアップショップ出店先施設が出品不可と判断したもの。</p> <p>※参加決定後であっても現地事情等で出品ができない場合があります。</p> |
| その他の条件 | <p>1 商品の GTIN (JAN コード) 取得済又は出品時までに取得可能であること。</p> <p>(参考 web ページ) 独立行政法人日本貿易振興機構 https://www.jetro.go.jp/theme/export/js-links/0024.html</p> <p>2 航空危険物に該当する、危険品及びワシントン条約該当の可能性があるものについては、受託者からの指示に応じて、安全データシート (SDS) を提出すること。</p> |

別紙2 (選考基準)

令和7年度埼玉県ベトナムテストマーケティング支援事業参加事業者 選考基準

1 選考の手順

提出された応募書類について、以下の手順により選考を行うものとする。

(1) 形式審査

募集要項に定める対象事業者の要件（3（1））を満たしているかを確認する。

(2) 内容審査

形式審査を満たす応募について、「2 内容審査の観点」を踏まえて総合的に評価し出品事業者を選定する。

2 内容審査の観点

- ・現地市場への適合性（成分・サイズ・価格帯・デザイン等）
- ・輸送・販売・規制への対応可能性、ベトナム当局に対する商品登録が済んでいる商品か。
- ・将来的な継続輸出の見込み（競争優位性等）
- ・県産品としての魅力・特徴の訴求力
- ・ポップアップショップ開催期間に現地へ渡航し、販売活動に参加することができるか。
- ・海外展開に高い意欲を有し、受注に対し輸出対応が可能であるか。
- ・本事業終了後も、継続して海外展開を図る意思があるか。